

北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について

北海道青少年健全育成条例 第 46 条に規定。

(所掌事項)

第 46 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

【第 46 条第 1 項(1)】知事の諮問※に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議を行う。

※諮問とは…審議会の意見を聴くこと

条例第 54 条では、審議会に諮問、すなわち、審議会の意見を聴かなければならない事項が定められている。

※諮問事項の例

基本計画の策定答申、有害な興行や図書等の指定、有害判断基準となる規則の策定等。

【第 46 条第 1 項(2)】条例の規定によりその権限に属させられた事務（条例第 55 条の一般からの申出への対応）

【第 46 条第 2 項】 青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議※できる。

※建議の例

審議会独自の考えや一般からの申出などにより、青少年の健全育成を害すおそれがあると認められるもの（事例なし）。

【参考】北海道青少年健全育成条例 関連部分抜粋

(諮問等)

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定による基本計画の策定（基本計画の変更を含む。）をしようとするとき。

(2) 第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定による指定をしようとするとき。

(3) 第16条第1項第1号若しくは第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項、第22条第1項第1号又は第37条第1項第3号の規定により規則を定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

(一般からの申出)

第55条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

(1) 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

(2) がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

(3) 刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあり、かつ、第20条第1項に規定する基準に該当すると思料するとき。